

社会福祉法人山武市社会福祉協議会  
役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人山武市社会福祉協議会(以下「本会」という。)の役員等の報酬及び費用弁償の支給について、必要な事項を定めることを目的とする。

(役員等)

第2条 役員等とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 理事、監事及び評議員
- (2) その他会長が委嘱したもの

(報酬)

第3条 役員等の報酬は、別に定める。

(費用弁償)

第4条 前条の規定に掲げる役員等の費用弁償の額は、次のとおりとし、会長が召集する会議に出席した時及び会長の命により職務を行った時これを支給する。

- (1) 1回につき2,000円

(旅費)

第5条 役員等の旅費については、本会事務局職員の支給額に準じて会長がその都度定める。

附 則

この規程は、平成18年3月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年9月18日から施行する。

報酬

区 分	報 酬 の 額
心配ごと法律相談員	1回 30,000円
嘱託医	1回 30,000円
管理指導歯科医師	1回 50,000円
指導歯科医師、歯科衛生士	1回 8,000円
心理発達治療士	1回 18,000円
理学療法士	1回 15,000円
言語聴覚士	1回 15,000円
作業療法士	1回 15,000円